



循 社 第 7 4 . 6 号

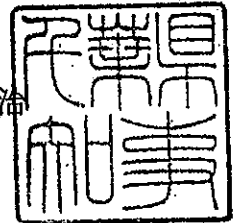
千葉県環境審議会 様

(仮称) 千葉県環境学習等行動計画について (諮問)

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年7月25日法律第130号)第8条第1項の規定により、環境学習に係る行動計画を策定する必要があるため、下記のことについて諮問します。

平成31年2月7日

千葉県知事 鈴木 栄治



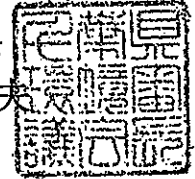
記

(仮称) 千葉県環境学習等行動計画について

環 第 8 6 9 号
千 環 審 第 2 6 号
平成 3 1 年 2 月 1 4 日

千葉県環境審議会
企画政策部会長 倉坂 秀史 様

千葉県環境審議会
会長 瀧 和 夫



審議事項の部会への付議について

平成 3 1 年 2 月 7 日付け循社第 7 4 6 号で千葉県知事から諮問の
あった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第 5 条の規定
により、貴部会に付議しますので、よろしく御審議願います。

記

(仮称) 千葉県環境学習等行動計画について